

文京区家計支援臨時給付金の支給状況等について

1 令和 5 年度文京区家計支援臨時給付金の支給状況について

(1) 概要

低所得世帯の負担軽減を図るため、住民税均等割非課税世帯等に対し、当初給付として 1 世帯当たり 3 万円、追加給付として 1 世帯当たり 7 万円（こども加算については対象世帯の児童 1 人当たり 5 万円）の給付を行った。

(2) 当初給付の支給状況

（申請期間 令和 5 年 7 月 3 日から令和 5 年 10 月 31 日まで）

確認書対象世帯 29,898 世帯

支給件数 25,259 世帯

(3) 追加給付の支給状況

（申請期間 令和 6 年 1 月 24 日から令和 6 年 5 月 31 日まで（住民税均等割のみ課税世帯及びこども加算については令和 6 年 8 月 31 日まで））

確認書対象世帯 29,682 世帯

支給件数 26,312 世帯（支給件数 令和 6 年 4 月 30 日現在）

2 令和 6 年度文京区家計支援臨時給付金（非課税・均等割のみ課税世帯）について

(1) 概要

低所得世帯の負担軽減を図るため、住民税均等割非課税世帯等に対し、1 世帯当たり 10 万円（こども加算については対象世帯の児童 1 人当たり 5 万円）の給付を行う。

(2) 給付対象

ア 住民税均等割非課税世帯

基準日（令和 6 年 6 月 3 日。以下同じ。）において、区に住民登録があり、かつ新たに世帯全員の令和 6 年度の住民税均等割が非課税となる世帯

イ 住民税均等割のみ課税世帯

基準日において、区に住民登録があり、新たに「令和 6 年度住民税均等割のみ課税者」又は「令和 6 年度住民税均等割のみ課税者と非課税者」となる世帯

ウ こども加算

住民税均等割非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯で、基準日において同一世帯内に 18 歳以下の児童がいる世帯

※令和 5 年度文京区家計支援臨時給付金の給付対象世帯は対象外

(3) 給付額

1 世帯につき 10 万円（こども加算については児童 1 人につき 5 万円）

3 令和6年度定額減税補足給付金について

(1) 概要

令和6年度に実施される所得税及び住民税に係る定額減税を補足する給付として、以下のとおり給付を行う。

(2) 給付対象

基準日において、定額減税可能額が税額を上回る（減税しきれないと見込まれる）納税義務者

※定額減税可能額：所得税分 = 3万円×減税対象人数

住民税分 = 1万円×減税対象人数

減税対象人数： 納税者本人＋同一生計配偶者＋扶養親族の数

(3) 給付額

定額減税により減税しきれないと見込まれる額（所得税分と住民税分の合算額（1万円単位で切上げて計算する。））

4 支給方法等

区から給付内容や確認事項を記載した確認書を郵送し、対象者本人による確認・返送後、指定口座に振り込む（確認書方式）。

※ 2(2)に該当する世帯のうち、直近の給付金で振込口座を区が把握している世帯については、区から給付内容等を記載した支給のお知らせを郵送し、指定期日に口座に振り込む（プッシュ方式）。

5 周知方法

区報（6月25日号）、区ホームページ、区設掲示板、区SNS及び窓口等

6 令和6年度文京区家計支援臨時給付金等に係る今後のスケジュール（予定）

令和6年 7月上旬 案内書、確認書等送付

7月下旬 プッシュ型支給対象世帯へ一括支給

上記世帯以外の確認書・申請書の審査終了後、順次支給

10月末日 申請期限

※上記スケジュールは、国からの通知等により変更となる場合がある。